

利用申込みに関する注意事項

利用調整(入所選考)の基準日について

利用調整(入所選考)における基準日は、各申込み締切日と同日です。締切日以降に届け出のあった保護者の就労状況や、希望施設等の申込み内容につきましては、その次の入所審査において内容を反映します。

(例)令和5年7月入所の基準日：令和5年6月1日

→6月2日に保護者の新しい就労証明書が提出された場合は、8月の入所審査から反映する。

出生前申込みについて

令和5年4月入所希望の方に限り、出生前の申込みが可能です。(令和5年5月以降入所希望の方の出生前申込みは受付していません。)

なお、対象は**令和5年3月1日**までに出生予定の方です(受入れ可能な施設を希望している場合に限り受け付けます)。また、出生前申込みをされた方は、出生後に、P13に記載の、新生児の②保育施設利用申込みの児童調査書と⑤マイナンバー確認書類をご用意いただき、藤沢市保育課窓口にて所定の手続きを行ってください。この手続きがされない場合、申請は無効になりますのでお気を付けてください。

産前産後期間中の申込みについて

申込み期間中に妊娠が分かった場合は、速やかに保育課にご連絡ください。産前産後期間に入所した場合、利用の要件は出産要件に切り替わります。そのため、**産後に育児休業を取得する場合は出産日の後8週目の日が入る月末までが利用可能期間となります。**そのため、産後8週間の日を含む月末で退園となります。

なお、出産後、育児休業を取得せずに復職する場合は就労要件で利用調整をいたします。産後8週で復職されましたら、復職後の就労証明書と、出生児童の預け先の保育証明書をご提出ください。

例 現在「就労」の要件で申込をしているが、2023年6月20日に出生予定があり、2023年5月10日から産前休暇を取得し、その後育児休業も取得する。

→5月入所審査までは「就労要件」で審査(5月1日時点では産前休暇に入っていないため)、6月～8月入所(産前産後期間中)については「出産要件」で審査する。また、6～8月に入園が内定した場合は、8月末で退園となる(9月以降も利用したい場合は再度申込みが必要)。

育児休業中の申込みについて

保護者が育児休業中の場合は、入所後の翌月15日までに復職することが必要です。育児休業からの復職(予定)日により、次のとおり入所希望月が決まります。

- ① 1～15日付の復職・・・復職月の前月1日から利用可能 (例)8月1日復職・・・7月1日から利用可能
- ② 16～31日付の復職・・・復職月の当月1日から利用可能 (例)8月20日復職・・・8月1日から利用可能

また、父母いずれかが育児休業を取得中の児童の申込みにおいて、申請時に次の2通りの申請方法から審査時の状況を選択していただく必要があります。申請の選択肢については次のとおりです。(書類の記入方法はP35をご確認ください)

選択肢1:「育休 A 申込」

→入所後翌月15日までに復職することを希望する方が対象です。

「育休 A 申込」を選択してお申込みをした結果、入所保留となり、やむを得ず育児休業を延長する場合には選択肢2「育休 B 申込」とは異なり、基礎点数の減算(-30点)の審査にはなりません。

また、入所をお待ちいただいている間に育児休業を延長した場合は、就労証明書の追加提出が必要になります。

選択肢2:「育休 B 申込」

→保育施設への入所よりも育児休業の延長を優先したい、別の方の入所を優先してもよい(基礎点数を減算してもよい)といった方が対象です。「育休 B 申込」を行った場合には、**審査時の基礎点数が減算(-30点)されます。**ただしこの取扱いは、利用調整時に優先順位の判断に反映するものであり、**利用時期を意図的に遅らせるものではありません。**希望施設に空きがあれば内定となります。

★「育休 B 申込」の注意点

「育休 B 申込」は、**申請希望月の当月のみ有効**となります。毎月審査を希望される場合にはその月ごとに入所申込みが必要です。**(4月1次申込みの場合、審査を行うのは1次申込み分までです。)**4月2次の審査もご希望の場合は、別途2次申込みも必要になります。

なお、入所保留通知(不承諾通知)につきましては、保育施設の申込みをし、かつ入所保留が決定した方のみにお送りすることができます。**入所申込みをしていない月又は内定となった審査月につきましては、入所保留通知を発行することができませんのでご了承ください。**

転園申請について

保育施設の入所から6ヶ月を経過するまでは、転園申請があっても、原則、新規で入所を希望している方の入所を優先します。ただし、転居もしくはきょうだいが別々の保育施設を利用している等、やむを得ない事情がある場合は除きますので、対象の方は申込みの際にお申し出ください。

【注意事項】

- ・転園申請により入所の内定が決まった場合は、**転園を辞退することができません**。
- ・転園が決定した場合には、**転園先の保育施設でならし保育の実施が必要**となります(ならし保育の日程等は保育施設と保護者での日程調整の上決定します)。
- ・「⑤マイナンバー確認書類」について、一度提出している世帯全員のマイナンバー確認書類の再提出は不要です。ただし、変更がある場合は最新のものを添付してください。

★育休中の申込みで転園が決まった場合も翌月 15 日までの復職が必要です★

例) 2023 年 4 月、父母が下の子(保育施設の在籍なし)の育児休業中の状態で上の子が転園する場合
→2023 年 5 月 15 日までに父母の復職が必要になります。そのため、下の子の預け先も 5 月 15 日までに決めておく必要があります。

市外の保育施設を利用したい方

★必ず藤沢市保育課の窓口で手続きをしてください(郵送不可)★

市外の保育施設の利用申込みについては、お住まいの(住民票のある)市区町村が窓口になります。藤沢市にお住まいの方は、藤沢市保育課窓口で手続きをしてください(郵送、市民センター、公民館、保育施設では受け付けておりません)。

締切日や必要書類等が市区町村により異なりますので、あらかじめ、ご希望の保育施設のある市区町村にご確認の上、申込み締切日の一週間前までに藤沢市保育課へ直接申込書類をご提出ください。



藤沢市保育課への書類提出が締切日直前になってしまうと、相手方の自治体への到着も遅くなり、入所希望月の審査に間に合わず翌月の審査になってしまうことがあります…。

必ず締切日の一週間前までに藤沢市へ必要書類をご提出ください。

※当該市区町村への依頼手続きのため、郵送に1週間程時間を要します。(相手の市区町村への FAX やメール、速達での申込書類の送付は対応していません)

※市外の保育施設の利用申請の際に、申請にかかる必要書類が揃っていない場合、申請受付の可否については、入所を希望される自治体の判断によります。締切日までに書類が揃わない可能性がある場合は、事前に入所を希望する自治体に書類不足の状態での受付の可否をご確認ください(藤沢市では締切日の1週間前までにご提出いただいた書類をそのまま入所希望先の自治体に送付いたします。必要書類の内容等の確認は致しかねます)

新しい保育施設開設時の申込み時期について

年度途中で保育施設が新設される場合は、ホームページ等でご案内いたします。その場合、申込みの締切日が通常と異なる場合がありますので、ご注意ください。

申込中に状況が変わった場合

入所をお待ちいただいている間に、保護者や児童の状況が変わった場合は、書類の追加提出が必要な場合があります。(P 12の右項「⑦次回以降の審査」も併せてご確認ください)

ここではあくまで一例ですが、特に多いものを掲載いたします。その他の変更につきましては、保育課までお問い合わせください。

育児休業を延長した	延長後の期間が明記された就労証明書	新たに就労を開始した	就労開始日以降に発行された就労証明書
就労の内容が変わった(就労先や就労時間の変更、長期休業の取得や終了など)	変更の事実発生日以降に発行された就労証明書	退職した 市内転居した 認可保育施設の一時預かり事業を利用開始した 希望する保育施設を変更したい	保育施設利用申込内容変更届
申込児童又はきょうだいを認可外保育施設や幼稚園等に預けた	保育証明書		